

納税充当金 早わかりガイド



※当資料に従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご活用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2026年1月時点の内容となっております。最新の情報は国の資料等をご確認ください。

納税充当金 早わかりガイド

決算書と申告書での名称の違い

指している中身は同じですが、書類によって呼び名が変わります。

書類	名称	区分
貸借対照表（決算書）	未払法人税等	流動負債
法人税申告書（別表）	納税充当金	負債（留保項目）

納税充当金 早わかりガイド

決算から納付までの仕訳フロー

法人税等は「その期の利益」にかかるものですが、実際の支払いは「翌期の開始後（原則2ヶ月以内）」に行います。そのため、決算時に見込額を計上する必要があります。

1. 決算時（税金の見積もり計上）

当期の利益に基づいて計算した税額（法人税、住民税、事業税）を費用として計上し、同額を負債（未払い）とします。

借方科目	貸方科目
法人税、住民税及び事業税 ※すでに中間納付を行っている場合は、その分（仮払法人税等）を差し引いた残額を計上します。	未払法人税等

2. 翌期（実際の納付時）

確定申告を行い、税金を現預金で支払った際に負債を消し込みます。

借方科目	貸方科目
未払法人税等	現金預金

納税充当金 早わかりガイド

税務申告書（別表）での注意点

会計上は「費用」として計上しますが、法人税法上は「損金（経費）」として認められません（税金を引いた残額を当期の利益（所得）とすると、税金控除後の利益が減少することとなり、計算がおかしくなるため）。

そのため、申告書作成時に以下の調整を行います。

- 別表四（所得の計算）：

決算書で費用計上した「納税充当金（法人税等）」を加算（自己否認）し、税務上の所得を計算し直します。

- 別表五（一）（税務上の純資産）：

貸借対照表の「未払法人税等」の残高と、別表五（一）の「納税充当金」の期末残高が一致しているか確認します。ここがズレていると、申告内容や経理処理に誤りがある可能性があります。